

1. 「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」が公開されました

◆「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」とは？

厚生労働省は1月、「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」を公開しました。このツールは、利用する従業員（「ママの場合」、「パパの場合」に分かれている）の情報を入力することによって、出産時や育児休業中に受け取れる給付金などの額が簡単に試算できるというものです。入力する項目は、「・子どもの誕生日（子どもが生まれる前は出産予定日）・生まれる（た）子どもの人数・勤務地・給与形態・休業開始前の給与月額・出生後休業支援給付金の申請の有無」です。

◆何が試算できるの？：「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」では、以下の金額を試算することができます。

・出産手当金 ・出産育児一時金 ・育児休業給付金 ・出生後休業支援給付金 ・社会保険料免除額

「結果を表示する」をクリックすると、それぞれの支給額が算出されます。また、月ごとの支給額（見込み）、給付額、社会保険料免除額、計算根拠等も表示されます。

◆利用の注意点：このツールの計算結果については、あくまで目安であり、実際の給付額を保証するものではありません。

また、各制度の要件（被保険者資格、勤務状況、休業期間など）を満たさない場合は支給の対象になりません。

実際に制度を利用するためには、勤務先や健康保険組合、ハローワークなどでの手続きが必要です。詳細な制度内容や申請方法については、厚生労働省や協会けんぽ等のホームページを確認してください。従業員の出産や育児休業の際に活用してみたいはいかがでしょうか。【参考】産休・育休中のかんたん試算ツール → <https://shussan.ikukyu-simu.mhlw.go.jp/>

2. 交通機関の運賃改定と通勤手当（令和8年3月14日ダイヤ改正）

毎年3月中旬の土曜日に鉄道のダイヤ改正があります。今年は3月14日です。ダイヤ改正により普段使っている電車の時刻に変更があるのはご承知かと思いますが、今年についてはJR東日本において運賃改定があります。消費税の税率アップによる改定以外で運賃を上げるのはJR発足後初めてだそうです。

社会保険や労働保険の分野で鉄道運賃の改定は直接リンクしないようですが、鉄道運賃をもとに通勤手当を支給している会社は多いので事務上の手続きはできます。通勤手当は社会保険の扱いで「固定的賃金」に位置付けられています。固定的賃金があがり、それに引き続く3ヶ月間に社会保険対象の賃金の平均が社会保険料表2等級以上がると社会保険の随時改定（月額変更）に該当し、社会保険料が上がるということになります。今回の場合、同じ働きをしていたとしても運賃改定のある交通機関で通勤している人は上がる可能性があり、運賃改定のない交通機関で通勤している人はその可能性がないという労働者側からすると公平なのかよくわからないこととなります。

最近交通機関ごとに改定の時期がバラバラで、本人からの申告がないと気づかないこともありそうです。何ヶ月も前に変わっていて、遡って上がった分の通勤手当を支給してほしいという申し出もありそうです。また、最近「リモートワーク」と「入社復帰」の両方の動きがあり、果たして通勤手当を従来通り支給することが実態に合った支給となっているか注目する必要があります。社会保険の随時改定の点検も面倒ですが、そもそも通勤手当の支給ルールや申告ルールの見直しをする必要があるかもしれません。通勤手当は法的に支給しなければならないものではありませんが、特に支給減を伴うものと労働条件の不利益変更となる場合もあるので慎重に対応していきたいものです。



3. 事務所研修に伴う電話対応について 3月9日(月) 午後

3月9日(月)午後は、事務所全体で研修に参加するため、電話対応ができません。皆様にはご不便をおかけいたしますが、予めご了承くださいませようお願いいたします。

● 編集後記 ●

立川で行われていた木下大サーカスへ行きました。手に汗握る迫力の舞台でしたが、その一瞬の成功の裏に、日々の地道な練習があると思うと、また違った感動でした。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子（登録NO.13050514）
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集：社会保険労務士（武蔵野統括支部）
 メンバー：秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山